

来客駐車場使用細則

加古川グリーンシティは広い敷地を有し、我々居住者が一致した理解と協力を以って維持管理しなければ守れないとの意識に立って、来客駐車場を本来の目的に供すると共に全居住者の公平な利益の為に以下の細則を制定する。

本細則は管理規約第 18 条に定める使用細則とする。

第 1 条（来客駐車場の場所）

来客駐車場はグリーンシティふれあい公園東側に設置する。

第 2 条（来客駐車場の利用）

契約駐車場を除いて敷地内に駐車しようとする車両は、居住者車両又は訪問者車両を問わず、第 1 条に規定する来客駐車場に駐車しなければならない。

2. 駐車車両は、全長 5 m 以下の車両に限る。

第 3 条（駐車方法）

駐車場に入場して来た車両は、空駐車区画の白線内に車止めにタイヤが当たる位置まで進入して駐車する。

2. 駐車場利用者は精算機横の利用案内板の掲示内容に従う。

第 4 条（不正駐車）

規定の駐車位置に止めず不正に駐車した場合は、団地管理組合法人は別途定める違反料金を所有者に対して請求することができる。

第 5 条（損害責任）

団地管理組合法人は、駐車する車内に留置された貴重品その他物品に関する損害について一切責は負わない。

2. 団地管理組合法人は、車両の盗難、滅失、損傷等の損害について一切責は負わない。

3. 団地管理組合法人は、利用者同士のトラブル、破損等について一切責は負わない。

4. 駐車場利用者又はその関係者が故意若しくは過失により、駐車場、又はその他に損害を与えた場合、駐車場利用者はその全額を賠償する責を負う。

第 6 条（遵守事項）

駐車場入口及び場内の掲示板標識に従うこと。

2. 警笛等、他に迷惑を及ぼす騒音を発しないこと。

3. 車を離れるときはドア等に施錠すること。

4. 駐車場利用者は場内の他の車、施設、又は器具等に損害を与えたときは速やかに利用案内板に掲載の緊急連絡先に連絡し指示を受けること。

5. 出庫車両を優先とする。

6. 駐車場内には自動車以外のものを置かないこと。

7. 駐車場の運用業務又は他の利用者の妨げになるような行為は行わない。

第 7 条（来客駐車場の閉鎖）

原則、年中無休であるが、故障修理、メンテナンスなど団地管理組合法人が認めれば、随時、駐車場を閉鎖することができる。

第 8 条（利用料金）

利用料金は下記のとおりとする。

1 時間 100 円

第 9 条（違反料金）

違反料金は 30,000 円とし、訴訟費用及びそれにかかわる弁護士費用についても、別途、違反者に請求できるものとする。

第 10 条（改 廃）

この使用細則の改廃は理事会の決議を経たのち、団地管理組合法人の団地総会決議を得るものとする。この場合において団地管理組合法人の団地総会決議は、組合員総数の 2 分の 1 以上、議決権総数の 2 分の 1 以上の賛成を要する。